

義務教育諸学校（県立中学校及び県立特別支援学校を除く）における学校教育  
法附則第9条の規定による令和6年度（2024年度）使用教科用図書の採択  
上の留意事項

熊本県教育委員会

特別支援学級及び国立・市立の特別支援学校で学校教育法附則第9条の規定による教科書（以下「特別支援学校・学級用一般図書」という。）を使用する場合は、以下に示す事項に留意して採択すること。

- 1 教科の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書であること。
- 2 特別支援学校において検定済教科書を採択する場合には、小学校用については、小学校用教科書目録（令和6年度使用）に記載されている教科書のうちから、中学校用については、基本的に令和5年度と同一の教科書を採択しなければならないこと。
- 3 特別支援学校・学級用一般図書の採択に際しては、まずは文部科学省著作教科書の使用の適否とともに、文部科学大臣の検定を経た下学年用教科書の採択の適否を十分考慮すること。その上で、これら以外の図書を採択することが適当である場合には、以下の（1）から（6）までの事項に、特に留意するとともに、採択した図書が支障なく給与されるよう図書の種類、発行部数及び発行者の所在地等について把握した上で、令和5年度（2023年度）中に供給可能であるかどうかを十分に確認しておくこと。
  - （1）児童生徒の障がいの種類・程度、能力・特性に最もふさわしい内容（文字、表現、挿絵、取り扱う題材等）の図書が適切であること。
  - （2）可能な限り体系的に編集されており、教科の目標に沿う内容を持つ図書が適切であること（特定の題材又は一部の分野しか取り扱っていない参考書、図鑑類、問題集等の図書は適切でない。）。
  - （3）上学年で使用する図書や、採択する他教科の図書との関連性を考慮すること。
  - （4）価格については、前年度の実績を考慮するなどし、高額なものに偏らないようにすること。
  - （5）別途送付している「令和5年度一般図書契約予定一覧」（令和5年2月18日付け事務連絡参照）を参考にしつつ、それ以外の図書も含めて最も適切なものを採択すること。
  - （6）分冊となっている一般図書や弱視児童生徒のための拡大教科書、点字教科書については、教科書と同様に分冊本を採択できるが、その供給については、教科書と同様の時期に一括して行われるものであること。

なお、拡大教科書及び点字教科書のうちボランティア団体が作成するものについて、全分冊の一括供給が困難である場合においては、年度当初の授業で使用される分冊が授業開始前に供給され、以降の供給も授業に支障がない時期に供給可能であることが必要であること。

4 特別支援学級（知的障がい者に対する教育を行う場合を除く）においては、次の事項に留意すること。

（1）弱視者に対する教育を行う特別支援学級

文部科学省著作の点字版の教科書が発行されていない種目については、全盲者用の教科書として適切な点字版図書を採択することができる。

（2）難聴者に対する教育を行う特別支援学級

国語の教科については、文部科学省著作の「言語指導」又は「言語」の教科書のほかに、小学校若しくは中学校用の国語の検定済教科書（下学年使用の場合を含む。）又は検定済教科書、著作教科書以外の一般図書（小学校特別支援学級の低学年の場合）を併せて採択することができる。

（3）障がいを併せ有する場合

ア 知的障がいを併せ有する児童生徒

各教科を当該各教科に相当する知的障がい者に対する教育を行う特別支援学校の各教科によって替えることができるので、この場合の教科書の採択に当たっては、知的障がい児童生徒に対する教科書の採択に準ずることが適当である。

イ 知的障がい以外の障がいを併せ有する児童生徒

特別の教育課程を編成する場合で、検定済教科書や当該障がい種の著作教科書を使用することが適当でないと思われるときは、その併せ有する障がい種の特別支援学校の教科書を採択することができる。

5 特別支援学級、特別支援学校（知的障がい者に対する教育を行う場合）においては、次の事項に留意すること。

（1）下学年の検定済教科書も含めて、検定済教科書の採択の適否を考慮すること。

（2）知的障がい者に対する教育を行う特別支援学校小学部の「生活」の教科については、必ずしも1種の教科書に限定することなく、「生活」の教科の内容により、必要に応じ従前と同様に、教科の主たる教材として適切な教科書を採択することができる。